

# 全国首長九条の会ニュース

2021年10月25日 第28号

●発行責任者：事務局長 鹿野文永

●連絡先：〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 神田中央ビル 303 九条の会気付 ☎03-3221-5075  
fax03-3221-5076 メール：[sppn3av9@hyper.ocn.ne.jp](mailto:sppn3av9@hyper.ocn.ne.jp) 口座番号 00190-4-635731 (全国首長九条の会)

## 「全国首長九条の会」第2回総会と市民のつどい

●日時：12月12日（日）13時半～ ●会場：としま区民センター 601・602会議室  
定員が50名程度ですので、ZOOMでの参加も可能にして開催予定です。詳細は11月上旬に。

10月31日投票の総選挙。全国首長九条の会共同代表と滋賀県米原市長に寄稿していただきました。

### 全国首長九条の会は如何に戦うべきか。

共同代表・元宮城県白石市長 川井 貞一  
(東北6県市町村長九条の会連合共同代表)

私たち「みやぎ憲法九条を守る首長の会」は2008年2月8日に発足しました。この会は一派に偏することなく、平和憲法を守るという一点で集結しました。我々首長の政治哲学は市民の生命と安心を守ることにあります。そして戦争が起きれば市民の生命と安心は吹き飛んでしまいます。これを阻止するために当時全国に7000あると言われた九条の会と同じ志をもった政党との結節点となり、草の根運動の先頭に立とうとしました。この目的達成の為に、2019年全国首長九条の会が発足しました。



そして本年10月31日の衆議院議員の投票日。いよいよ全国首長九条の会の出番です。私の住んでいる白石市は宮城県第三区にあります。

実は私は今年の一月に体調を崩してリハビリに専念していました。努力の甲斐があって体調も回復したので直ちに戦線に復帰します。

具体的にどう戦うか。

1. 仙台より南の2市7町は行政的に仙南広域事務組合を作り、私は組合の理事長を18年やっていました。現在この地域には11の九条の会があり、宮城県南九条の会連絡会が成立しています。私は顧問になっています。が、この連絡会が九条を守ることを公約している候補者を全力支援します。
2. 私はかつて自民党宮城県連の青年部長でした。その知人に働きかけ、九条を守るための投票を依頼します。

3. 県外でも私の友人の息子や娘が平和憲法を守る党の候補者になっているところには依頼があれば応援に行きます。

以上の行動を通じて個人的には2008年から2021年までの平和憲法を守る戦いを結実させたいと願っています。

### 脅威論を乗り越える

共同代表・元長野県阿智村長  
岡庭 一雄



いよいよ衆議院選挙が始まりました。昨日60代の女性の方との会話です。「憲法第9条を守る政治の実現を」と私の話に「中国や、北朝鮮がいつ攻めてくるかわからないから軍備を強化してないと安心して暮らせない。」と私の話には賛成できない。

今まで選挙のたびに、9条を守ることを支持してきた女性が今度は「9条に自衛隊明記」を支持するということに変わった。その後、安全保障のこと、核戦争のこと、国防費の際限ない膨張のことなど意見を交わしたが、私の話を全面肯定するということにならなかった。

自民党は、今回の選挙公約で、9条への自衛隊明記、国防力の強化等今までに増しての9条無視の政策を掲げている。政治に強い関心を持っているのでもない普通の女性が語る、中国や北朝鮮脅威論を聞いて自民党の選挙公約の背景を感じざるを得ない。

今回の選挙は、政権交代がかかっている。長野県においても、16年参議院、この春の参議院補欠選挙で野党共闘が勝ってきた。この経験に立って「信州市民連合」の努力で立憲、共産、社民3党の選挙共闘ができ全県5小選挙区での統一候補擁立できることになった。

共通政策で「平和憲法に基づき、安保法などの違憲部分の廃止」を掲げて戦うことになった。野党共闘候補の当選を勝ち取るためにも、自民党が主張する、軍事力増強による安全保障政策に変わる対案としての「戦争の放棄」を掲げる9条に基づく安全保障の優位性を訴えなくてはならない。

脅威論を進めていけば、対抗手段としての核を含む軍事力保持や、攻撃される前に阻止するという「敵基地攻撃」へとエスカレートしていくことはすでに自民党内で論じられていることを見れば明らかである。

戦争への危険な道を開く脅威論の真偽を見極めると同時に、脅威を取り除く努力こそ政治の役割でなくてはならないし、話し合いによる戦争の回避は必ず実現できるという確信と勇気に基づく政治の実現を目指さなくてはならない。

戦争反対の思いを共に持っていた彼女に、もう一度このことを伝え、戦争をさせないための政権への支持を訴えていきたい。

## 政治を取り替える



元山口県岩国市長 井原勝介  
(市民政党「草の根」代表)

嘘や偽り、隠蔽、利権、世襲・・・

政治は堕落し切っている。多くの国民もそれは百も承知。民主主義の国であり、私たちの意思で政治を取り替えることができるはず。しかし、現実はそう容易くない。一つの政党が政権を担うという異常な状態が続く。今回の総選挙も、政権の失政続きで野党に利ありといわれ、また、共闘にも一定の効果はあるはずだが、果たしてどうだろうか。

どうして変わらないのか。最大の理由は、別の選択肢がないこと。なければ、私たちの手で作ればいい。市民が特定の政策の実現を目指して運動する、政党に働きかけることももちろん大切、しかしそれだけでは限界がある。

既存の政治家や政党の応援という形での政治参加にとどまらず、一步踏み出して市民が政治の主体となるべき。すなわち、国のあり方に関する明確な理念を中心にして、政党の枠を超えた幅広い市民が参加する新しい政治勢力を作ること。それを母体に地方から中央まで各レベルにおいて自前の候補者を擁立し選挙を闘う。簡単なことではないが、ここまでやって初めて政治を取り替える大きな原動力となる。

基本的な理念として、あくまで一人ひとりの個人の権利と自由、幸福を主体とすること。憲法9条の平和主義や原発の廃止、格差是正などは当然の前提

となる。

戦略として、企業や団体などの縦割ではなく、発想を根本的に変えて、年齢も職業も、地域も異なる一人ひとりを、基本的理念を軸にして横につなげる必要がある。SNSなどの通信手段の飛躍的発達により、時間と空間の壁がなくなりつつあり、そこに大きな可能性が広がる。

台湾有事がにわかに現実味を帯びつつある。このままでは、9条がありながら、自衛隊が国外で武力行使という事態になりかねない。残された時間はあまりない。

## 憲法が生かされない、政治が機能しない政権は、変える！



滋賀県米原市長 平尾道雄

安全保障関連法や憲法改正に反対していた人文・社会科学の研究者6人が、日本学術会議の任命を拒否され、政治による恣意(しい)的な人事介入が行われました。憲法23条には、「学問の自由は、これを保障する」とあり、6万人の署名が提出されましたが、任命拒否の撤回はおこなわれていません。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言が繰り返される中で、飲食店の営業時間をめぐる現地レポでは、営業する経営者の「悪いことをしようと思っているわけではない」と申し訳なさそうな表情を伝えていました。憲法29条には、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」と明記されていますが、十分な休業補償、営業自粛につながる条件整備は放棄されてきました。

総選挙を前に、政権は、敵基地攻撃能力の保有や原発再稼働を掲げ、戦争や原子力災害がもたらす国民の命や安全に背中を向けているとしか言いようがありません。

憲法を生かさない、守らない政治は、住民の命と暮らしを守る、安心と安全を届ける地方自治とはつながりません。時代は、中央より地方、集中から分散、ライフスタイルは仕事と家庭両立に、人々の関心は、健康・医療、環境・再エネ、生活・福祉、農業、文化に向かっています。

戦前回帰や昭和の思考で、未来は語ることも創ることも出来ません。政治に期待されているのは、公(おおやけ)の権限を、国民の命と暮らし振り向け、都市と地域に暮らす人々に、健全で公平・公正な行政効果を発揮することです。

その土台と背景には、戦争はしない、非戦、平和の日本国憲法第9条があります。共に歩み進めましょう。